

令和7年度静岡県NPOと地域コミュニティとの連携事業モデル創出業務委託 企画提案募集要項

静岡県は、令和7年度静岡県NPOと地域コミュニティとの連携事業モデル創出業務の実施に当たり、業務を適切かつ確実に遂行できる者を選定するため、企画提案方式により公募する。

1 業務内容

(1) 業務名

令和7年度静岡県NPOと地域コミュニティとの連携事業モデル創出業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別添「令和7年度静岡県NPOと地域コミュニティとの連携事業モデル創出業務委託仕様書（案）」のとおり。

なお、最終的な仕様書は、提案内容をもとに受託候補者と協議した上で、決定する。

(3) 業務期間

令和7年8月頃から令和8年3月23日（月）まで

(4) 契約限度額

300千円（消費税込み）

(5) 採用予定件数

3件程度

2 公募参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 静岡県内に事務所を有すること。

(2) 営利を目的としない以下の法人又は任意団体（以下「組織」という。）であること。

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、労働者協同組合、その他知事が適当と認める団体

(3) 組織運営及び経理が適正に行われていること。

(4) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）があり、今回の委託事業の実施が規則において可能であること。

(5) 5人以上の構成員で組織されており、構成員の名簿を備えていること。

(6) 組織（法人の場合は目的を同じくする設立前団体を含む。）の活動実績が、概ね1年以上あること。

(7) 団体名義の口座を保有していること（個人名義、他団体名義は不可）。

(8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

(9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

(10) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (12) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (13) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない者でないこと。
- (14) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (15) 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、労働者協同組合法等、関係法令に違反等している者でないこと。
- (16) 次の(ア)から(キ)のいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - (ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 連携団体に関する事項

(1) 連携する地域コミュニティの要件

連携する団体として認められる地域コミュニティは、以下のとおり。

- ア 自治会、PTA、子ども会、敬老会等の共通の生活地域の集団によるコミュニティ
- イ その他知事が適当と認める団体

(2) その他

連携する地域コミュニティは様式第4号「NPOとの事業実施についての確認書」を提出すること。

4 企画提案等の手続

(1) スケジュール

内容	日程
質問受付期間	令和7年6月10日（火）午前9時から 令和7年7月15日（火）午後4時まで

質問に対する回答	令和7年7月18日（金）まで
企画提案書等の提出期限	令和7年7月22日（火）午後4時
選定委員会（プレゼン審査）	令和7年8月4日（月）
審査結果の通知	令和7年8月5日（火）

（２）企画提案書等の作成と提出

応募書類を7部（1部原本、6部写し）、郵送又は持参により提出すること。

ア 応募書類

項目	
企画提案参加申込書（様式第1号）	
企 画 提 案 書	提案者の概要等（様式第2号の1）
	業務計画書（様式第2号の2）
	収支予算書（様式第2号の3）
関 係 書 類	誓約書（様式第3号）
	NPOとの事業実施についての確認書（様式第4号）
	組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）
	登記事項証明書（発行6ヶ月以内・コピー可）※法人の場合のみ
	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 （直近3年分※活動実績が3年未満の団体は1年又は2年分）
	役員名簿※任意団体の場合は構成員の名簿

イ 提出期限

令和7年7月22日（火）午後4時まで（必着）。

ウ 提出場所

後述「8 担当課」

エ その他

企画提案は、1団体につき1提案とする。

提出期限までにすべての書類を提出すること。

応募書類は返却しない。

（３）本要項等に関する質問受付及び回答

ア 受付日時及び質問方法

令和7年7月15日（火）午後4時までに、質問書（様式第5号）を、電子メール又はFAXにより送付する。口頭（電話）による質問は受け付けない。

イ 受付場所

後述「8 担当課」

ウ 回答方法

質問者に電子メールで回答する。また、質問及び回答を県ホームページ「ふじのくにNPO」の「県からのお知らせ」に掲載する。

5 受託候補者の選定及び審査結果の通知

「令和7年度静岡県NPOと地域コミュニティとの連携事業モデル創出業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の内容及び応募者のプレゼンテ

ーションに基づく審査を行い、受託候補者を選定する。

なお、応募者が3者以内の場合や、応募者全員の見積額の合計が県の予算の範囲内である場合であっても、審査の結果、応募者全員を受託候補者として選定することができるものとする。

(1) 選定委員会の委員

氏名（敬称略）	所属・役職
桧森 隆一	嘉悦大学付属地域産業文化研究所 客員教授
飯倉 清太	NPO法人NPOサプライズ 代表理事
佐藤 典生	静岡県コミュニティづくり推進協議会 常務理事兼事務局長
石川 麻友子	静岡ガス株式会社コーポレートサービス本部総務部 地域貢献担当マネジャー
渡井 亮祐	静岡市市民局市民自治推進課 市民協働促進係長
佐々木 裕之	静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課 参事

(2) 評価項目

別紙1のとおり

(3) プレゼンテーション

開催日時 令和7年8月4日（月）

開催方法 オンライン（ZOOM）により実施する予定である。

所要時間 応募者による提案内容説明（15分間）の後、質疑応答（15分間）を行う。

※1 プレゼンテーションの時間等の詳細については、令和7年7月24日（木）までに応募者に別途通知する。

※2 応募者は、過去の業務実績に係る資料等を参考に使用することができる。

※3 審査は非公開で行う。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年8月5日（火）までに、各応募者に電子メールで通知する。

6 受託者の決定

審査により選定された受託候補者の企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容の協議、調整を行った上で、双方合意に至った場合に、受託者を決定する。

7 その他

(1) 今回の企画提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金は免除する。

(4) 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(5) 業務の実施に当たっては、法令、契約書等を遵守し、静岡県県民生活課と十分連絡調整を図ること。

(6) 委託事業の経理を他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(7) 委託事業の業務責任者及び会計責任者（共に満18歳以上）を定めること。

(8) その他詳細は、仕様書（案）による。

8 担当課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課（静岡県庁西館6階）

電話番号 054-221-3153

FAX番号 054-221-2642

メールアドレス shohi@pref.shizuoka.lg.jp

<別紙 1> 評価項目

項目	審査基準	配分点
実効性・ 計画性	事業計画が具体的で、無理のない円滑な実施が見込まれるか。 実施スケジュールは現実的か。	15
波及性	当事業を参考に、他の地域コミュニティが NPO と連携した取組を行う契機となることが期待できるか。	30
自立性・ 継続性	当事業の実施により地域コミュニティが活性化し、事業終了後も自立して活動を継続、発展させることが期待できるか。	25
的確性	事業内容が連携する地域コミュニティの地域課題解決に資するものか。	20
経済性	事業内容に見合った経費見積もりがされており、事業費の積算が適当であるか。	10